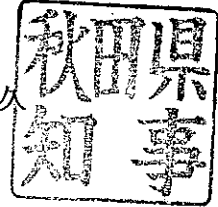


産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地
 氏名 エコシステム秋田株式会社
 代表取締役 倉持 周志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 平成 21年 6月 23日
 許可の有効年月日 平成 26年 6月 9日

1. 事業の範囲

種類	取扱	特記事項	種類	取扱	特記事項
燃え殻	○	×	ゴムくず	○	×
汚泥	○	×	金属くず	○	×
廃油	○	×	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	×
廃酸	○	×	紙くず	○	×
廃アルカリ	○	×	がれき類	○	×
廃プラスチック類	○	×	動物のふん尿	×	×
くず	○	×	動物の死体	×	×
木くず	○	×	ばいじん	○	×
繊維くず	○	×	取令第2条第19号に規定の産業廃棄物	○	×
動植物性残渣	○	×			
動物系固形不燃物	×	×			
			石を含む産業廃棄物	×	×
			廃自動車等破砕物	×	×

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

【備考】表中の「○」は取扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行なうことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積上げることのできる高さ

施設区分	施設所在地	産業廃棄物の種類	保管施設面積	保管量上限	保管高さ
×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×

【備考】「保管高さ」は、保管基準により認められている保管方法における保管最高点を示しています。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 : 平成1年 6月 10日
 更新許可年月日 : 平成16年 6月 10日
 変更届出年月日 : 平成16年 9月 8日 積替・保管場所の廃止
 変更届出年月日 : 平成18年 10月 17日 社名の変更
 更新許可年月日 : 平成21年 6月 23日

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項に規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無